

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

"Hojin"

新年

2017

No.695

ほじん



私の経営哲学—第11回

横浜中法人会 株式会社 江戸清

高橋 伸昌

中身が2

3倍

Special対談

中里実 政府税制調査会会長

柳田道康 全法連税制委員長



公益財団法人 全国法人会総連合



「年 | 頭 | 寸 | 言 |」



「イノベーションで社会を変える」

全国法人会総連合会長
池田弘一

世間では「イノベーション」の推進が声高に論じられている。イノベーションは「技術革新」と訳されることも多いが、画期的な商品の開発やサービスの提供などに加え、考え方・行動も変えていくことを含めてイノベーションであると思う。

イノベーションの推進には、規制緩和などのハード面の改革も必要ではあるが、一方でイノベーションにより規制緩和を引き起こすくらいの気概を持つことが大切だ。規制は現在の社会を前提としたものであり、イノベーションはそれを前提としていない。例えば自動運転技術もイノベーションであり、その登場により規制緩和が検討されている。国の規制緩和を待っているだけでは、機を逸してしまう。

同時に、これまで当たり前であったことや、今ある価値観・常識を捨てるくらいの意識を持つこ

とも重要だ。新しい発想と合わせ、こういった心構えを持つことがイノベーションを起こすのだろう。

いい兆しも見えてきている。「大企業に勤めれば安泰」という旧来の価値観を打ち破り、社会の役に立ちたいという想いを持ってベンチャー企業を起こすなど、リスクはあっても挑戦する若者も増えてきている。社会全体でこういった若者を応援していきたいものであるし、失敗しても再チャレンジできる仕組みや風土を醸成していけば、イノベーションが続々と生まれ、日本の成長とともに社会がより良い方向に向かっていくものと期待している。

そうしたことを考えると、ベンチャー企業を含めた全国の企業を支える私たち法人会の役割は大きい。日本の更なる成長を法人会としても支えていきたい。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

Nobumasa
Takahashi

第 11 回



利益は企業存続の条件 事業を通じて社会に奉仕する

高橋 伸昌

株式会社江戸清
代表取締役社長

Nobumasa Takahashi, President

明治 27 年 (1894)、横浜中華街で豚肉販売を創業した江戸清は、関東大震災や太平洋戦争での横浜大空襲、オイルショックなど激動の時代の中で幾度となく存亡の危機にさらされてきた。しかし決してその歩みを止めることなく、中華街発展の基礎を築いた老舗中

の老舗である。日本の食文化の歴史と共に歩んできたと言っても過言ではない江戸清で、現在指揮を執るのは 4 代目の元エリート証券マン。道徳観に溢れた社員を武器に、日本人の心を大切に丁寧なものづくりに邁進、そして地域と共に歩み続けている。

Q 国内外に強豪相手が数多く、大変厳しい業界だと思いますが、どういったことで差別化し、ブランドイメージを高めていらっしゃるのですか？

A うちがブタまんのイメージが強いと思いますが、それは全体の15%程度でメインはBtoBです。ハンバーガーやハンバーガーのパティ、とんかつ、メンチ、唐揚げといった加工商品を主に製造しています。原材料は国内だけでなく海外のものも勿論ありますが、全て国内の自社工場で、日本人の目線で、日本人の感覚に合ったものがづくりができる体制だということが強みです。海外の素材を使っているのも国内の自社工場で全て製造していますからお客さんの突発的なリクエストにも対応できるフレキシビリティ、そして社員も中国人が今は一人だけで殆ど日本人、そういったことから、BtoBではありますが末端の一般消費者の目線で考えた日本人的なものづくりの感覚が、製品の中に充分活かされています。工場はISO22000認証も取得していますし、全ての製品で細菌検査や糖度やPH、粘度といった感応検査、あと機械だけではなく人による見た目のチェックなど、かなり厳しい検査を行っていることも競争の優位性だと思います。

一方、BtoCのブタまんの江戸清は「中華まんの専門店」を基本コンセプトにしています。現在、この市場には中国をはじめ海外から輸入したものが沢山出

回っていますが、それはうちの商品とはぶつかりません。日本人は安全もそうですが、安心感を特に大切にしますので、国内の自社工場で作り、自社で売ることが一番のセールスポイントになっています。実はBtoBで肉まんも幾つか作っていて、江戸清ブランドの500円のものからコンビニで売られている120円のものまで、富士山の頂上から裾野までカバーしていると言いますか、どんな饅頭でも作れる技術力があります。

また、バリエーションが豊富で常に19種類、さらに季節限定品が年間15種類



程度。これは日本特有の季節感を大切にしている部分で、海外の方にはあまりでないことのようなです。

もう一つ、BtoCを高めるポイントとして、店舗によっては年に2回ミステリーショッパーと言って覆面調査員に来てもらい、サービス面でも競争しています。

Q 社長に就任されてから現在まで、一番大変だったことは何でしたか？

A 東日本大震災の時ですね。中華街には全く人が来なくなっていました。震災が収束して人が動き始めたのは5月の連休でしたが、観光地に観光客が来ないという状況は致命的で、中華街が賑わい始めた時はどんなに有り難かったか。人が来なければ物は作れない、物が作れないということは従業員に仕事がないということでした。

一方、BtoBでは新しいラインを作ったばかりの千葉工場が被災した上に計画停電で、注文は来るけれど物が作れない状況になりました。とても苦しい期間でしたが、時間が解決してくれるのを待つしかなかったです。震災がきっかけでクライアントに二社購買にする必要性が生じて製造量減に繋がったり、天災リスクに立ち向かう体制をどうやって作っていくか—そんなことを考える転機にもなりました。

Q 新しい事業や新しい戦略に移行できず苦戦している中小企業は多い

ですが、新しいチャレンジを生み出し成功させるためには何が必要でしょうか。

A 社員にチャンスを与え、社長はそれに応える度量が必要だと思います。社員に夢を与え、社員は進取の気性に富んだ人に成長していく。そういった環境をいかに整えられるか。提案があった時、覚悟を持って英断できるか—ということが必要です。

Q 300名近い従業員の人がいらつしゃいますが、採用や育成の際に大切にされていることは何ですか？ また、ESが好循環する「コーポレートブランド経営」を掲げていらっしゃると思いますが、江戸清独自の取り組みがありましたら教えてください。

A 採用については成績重視ではなく人物本位で、いい「心」を持っている人間を探るようにしています。心が汚れている人間は倫理にもとる行動に出がちですから。私の好きな言葉に「心は行動となり 行動は習慣を生み 習慣は品性を作り 品性は運命を決する」というのがあるんですが、人間、要は心です。心が入っていないとおかしいものは作れない、倫理道徳観に溢れた人間はきちっとした製品づくりができる、そう考えています。ですから、真面目・明るい・素直・正直。そういった人を採用するようにして、そういう行動ができるように育て、会社も倫理道徳観に溢れた職場を目指しています。

あと、先ほどの話と少し重複しますが、提案制度を年2回実施して、全社員から提案を募り、いい内容のものがあつたら採用しています。昔は「床が汚い」の一行だけとかだったのが、今では用紙にギッシリと書いてくるまでになりました。提案も採用されたら皆の前で褒め、常に会社に参画しているという意識を実感してもらおうようにしています。ミステリーシヨッパーやありがとうキャンペーン、満足度調査など、全て提案制度で社員が考えたことなんです。

他には職種別と階層別の研修をからめ



て行ったり、全体朝礼、社員旅行、クラブ活動、懇親会の補助金などチームワークやコミュニケーション能力を高める工夫もしています。人材の育成、コミュニケーション作りは最も大切だと考えていますし、逆にもっとよくしなくては、という課題でもあります。

Q 高橋社長が、株式会社江戸清が、これだけは絶対負けないこと、自慢できることは何でしょうか。

A 一つは商品開発力だと思えます。技術の蓄積は模倣で得ることができません。ですが、技術があるだけでは駄目で、いいものを見て食べて感じて、アンテナを常に高く張って時代を見据え、その時代にあつたものを作ります。それが商品開発力に繋がっていると思います。

あともう一つ、うちの会社は「事業を通じて社会に奉仕する」が社是ですが、事業が今、継続できているのは社会に生かされているからで、その恩に報いるため社会に奉仕しなくてはいけないわけです。そこを社員がしっかり理解でき、そういう行動が自然にできること。会社も社会に貢献できているところ。それも自慢できる部分です。

勿論、それは周囲から評価されるもので、奉仕の形も税金だったり、法人会活動への参加でもいいですし寄付活動や被災地への支援活動など、様々な形がありますが、横浜市には横浜型地域貢献企業の認定制度があつて、その最上級の認定

も頂いています。

実は代々そういつた家系でして、祖父は戦争中にGHQに接収された横浜女子商業学校をアメリカから返還させる運動をしていたり、父も横浜の町内会自治会連合会の会長や消防団、民生委員、裁判所の調停委員などを務めた篤志家でした。気が付けば私も法人会や商工会議所や交通安全協会やら、連日そんなことばかりで、もうこれは血筋のようです(笑)。

Q 経営には何が大切だとお考えでしょうか。

A 事業の継続が何よりも大切だと思つています。そのためには、やはり倫理と道徳観に溢れた「人」です。ね。「ものづくりはひとづくり」ですから。利益は事業が継続するための手段の一つでしかなく、決して目的ではない、会社でも常々そう言っています。

江戸清は間もなく創業125年になりますが、本社の所在地は中華街の大通りです。この通りにも昔はもつと日本人のお店が沢山ありましたが、今ではもううちだけかもしれません。事業を継続させていくため、日本人の心意気を大切に本店は蔵造りの和風で、五色の御旗ならぬ五色を店の壁や天井にひっそりと入れたりしてゐるんですよ。例えば白は漆喰、黄色は天井の杉の色、赤は応接室の輪島塗の柱などというように。戦っているわけではありませんが、心の中では常にそんな気持ちを持って頑張っているんです。

COMPANY PROFILE

株式会社江戸清

創業	明治27年(1894年)
所在地	本社／神奈川県横浜市中区山下町192 横浜本社工場／神奈川県横浜市金沢区幸浦2-1-9 千葉工場／千葉県成田市吉岡641-7
資本金	2,000万円
業種	食肉の加工及び販売 各種食料品の卸売及び小売 各種食料品の輸入及び輸出 調理食品・惣菜類の製造販売



1 通常の倍以上もある大きなbutamanが江戸清の看板商品 2 千葉工場ではコンビニや大手レストラン、お弁当チェーンに納品される加工品が製造される 3 中華街大通りの江戸清本店



代表取締役社長 高橋伸昌

1959年3月2日 横浜市中区山下町生まれ。慶応義塾大学経済学部卒。野村証券を経て、平成6年に江戸清に入社、平成12年代表取締役社長に就任。平成27年度より横浜中法人会会長を務める。趣味はゴルフと釣り。



ストレスチェック制度

実施後には何が変わったのでしょうか？

2015年12月の労働安全衛生法改正により、企業の従業員に対するストレスチェック制度が施行され、昨年11月30日が第一回ストレスチェックの実施期限でした。多くの企業で対応に追われたのではないのでしょうか？ ちょうどマイナンバー制度の導入も重なり、総務人事担当者の方は大変だったかと思えます（もしまだ対応されていない企業はできるだけ早くご対応ください）。最終回では、制度導入で企業がどのように変わったのか？ 変わらなかった企業とは何が違うのか、解説します。

ケース1●制度導入を契機に良いところを伸ばした

A社はストレスチェック制度導入後に管理職研修を実施しました。管理職研修では、ストレスチェックの集団的分析結果を基に、ストレスは多いがストレス反応が少ない部署（うまくマネジメントしている部署）を抽出。普段どのような点に気を付けているかを発表してもらおうと、その管理職が注意していたのは毎朝の挨拶でした。手帳にすべての部下の名前を記載し、チェックを付けながら必ず朝9時半までに全員に一言声を掛けるのをルーティン化しているということでした。部下の立場からすると何があっても上司から声をかけてくれるので、安心感や信頼感が芽生え、とても相談しやすい雰囲気形成されているようです。事実その部署ではかなり業務量が多いにもかかわらずストレス反応は低く、休職する人もいないとのことでした。

部下の変化に気付くためのサイン

- ㊦：欠勤（特に長期休暇や休み明けに注意）
- ㊧：遅刻（不調の初期に多く見られる兆候）
- ㊨：泣き言（悪い状態、専門家に相談も検討）
- ㊩：能率の低下（日々の状態と比較して）
- ㊪：ミスの増加（まずは話し合う機会を）
- ㊫：辞めたい（事態は深刻！緊急な対応を）

※「の」以前から能率が悪い部下は、能力不足や指導不足を疑いましょう。

ケース2●制度だけではなく社内体制を強化した

B社はストレスチェック制度導入のみならず、管理職研修、社外相談窓口の設置をしました。ストレスチェック制度導入の際に経営者自ら3年以内に仕事で病む人をなくすと宣言し、社内制度を構築しました。その結果、初年度から退職者が半減。また、従業員を大切にできる会社という評判で、募集していても人が集まるようになってきました。従業員が友人に声をかけて入社を促すというまでになり、これまで年中人材不足に悩んでいた社長としてはうれしい誤算でした。

ケース3●いやいや制度を導入し逆効果になった

C社はストレスチェック制度を法律最低限で実施しようと考え、衛生委員会でもとにかく法律で決まってしまったからと、制度に対してネガティブな発言を繰り返していました。しかし、こういった考えは従業員にも伝わり、ストレスチェックを受検する人も少なく、結果、通知は当日ゴミ箱に散乱するありさまでした。そのようなスタンスでは状況が好転するわけもなく、離職者や休職者が多いまま。それどころか、会社は従業員を大切にしていけないと不満が募り爆発寸前のようなようです。

実際にストレスチェック制度導入のお手伝いをした企業を見ていて感じるのは、制度としてのストレスチェックだけを実施しても何も変わらないということです。ストレスチェックをきっかけに他の施策につなげることがとても大切だと思います。ストレスチェックプラス何かを、本連載を機にぜひやってみていただければ幸いです。前向きに取り入れて働きやすい職場づくりを目指し、従業員にも社長にも良い結果をもたらすことを願っています。

植田 健太(うえだ けんた)

Office CPSR 臨床心理士・社会保険労務士事務所代表。(一社)ウエルブルジャパン理事。産業能率大学兼任講師、早稲田大学エクステンションセンター講師。NHKでのコメンテーター経験も持つ。





「今後の税制のあり方について」

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指し、会員企業の意見・要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えた建設的な提言を行っている。各政党のヒアリングに出席し、財務省、総務省、中小企業庁、国税庁等への提言、県連や単位会による地元選出の国会議員、地方自治体の首長へ対しての提言などを実施し、長崎の全国大会でも会員に示された。税制改正を中心に、政府税制調査会の中里実会長に、全法連の柳田道康税制委員長がお話を伺った。

中里 実

政府税制調査会会長

東京大学大学院法学政治学研究科教授

柳田道康

全国法人会総連合副会長・税制委員長

スターヒューズ株式会社代表取締役社長

柳田 本日はありがとうございます。早速ですが、平成29年度税制改正の主な論点について教えていただきたいと思えます。

中里 政府税制調査会は、中長期的な視点から政府や国会で税制改正の方向性を決めるときの客観的な資料や考え方を整理しています。平成29年度税制改正の一つ目は働き方の選択に対して中立的な税制改革で、新聞では配偶者控除のことをずいぶん報じていますが、



政府税制調査会会長の中里実氏

所得税の控除の議論について、こんなやり方があるのではないかと政府にお伝えしています。二つ目は国際課税。BEP Sという国際的課税逃れ対応プロジェクトの関係です。外国子会社合算税制などが絡んできます。三つ目は

国税犯則取締法です。なじみの少ない、明治の頃にできたカタカナ法律なので、時代に合うように変えていきます。

柳田 そうですよ。民法などでも明治から変わっていないものもありますし、少し手直ししないといけませんね。中里 はい。その際、納税者に厳しい見直しという方向だけではないことをきちっとご説明しないとけません。納税者の利便に合わせる事が非常に大切で、比較的検討が順調に進んでいるようです。

柳田 1年かけて取りまとめてきました法人会の提言内容ですが、1点目は経済活性化と中小企業対策についてです。

平成28年度の税制改正で法人実効税率20%台が実現し、大きな前進が図られました。ただ、地方の中小企業にはまだ十分に浸透していない現状で、真の経済再生のためには地域経済の雇用を担う私たち中小企業の力強い成長が不可欠だと考えております。

こうしたことから、中小企業の軽減税率15%の本則化と、適用所得金額1600万への引き上げ、中小企業投資促進税制など、中小企業の経済活性化に資する措置の拡充あるいは本則化を求めています。

次に事業承継税制に関してですが、中小企業が事業承継できないとなると、日本経済が根幹から揺らぐこととなります。

そこで、事業に資する相続は、事業従事を条件として、他の一般財産と切り離し、事業用資産への課税を軽減・控除する欧州並みの本格的な事業承継

税制の創設を望んでいます。創設されるまでの間は、現行の納税猶予制度の要件緩和の充実、取引相場のない株式評価の見直しについても求めています。

それからもう一つ、消費税10%への引き上げが2年半延期されることになりました。その際導入予定の軽減税率ですが、法人会では事務手続が煩雑なことなどから10%までは軽減税率を導入せずに単一税率で、と望んでおります。

中里 今の税制調査会がスタートするときの安倍総理のごあいさつの中で、税こそ民主主義だという言葉がありました。反対・賛成があるのは当然で、その中で一定の方向に決まるのが先進国として望ましい姿だという意味だと思えます。適宜和やかに決まる性質のものではないですし、税を払うのが好きな人はいませんから、みんな少しずつ不満が残る。ただ、その不満が少し

ずつだということも重要だと思えます。特定の人だけ不満で、特定の人だけハッピーだったらいい税制ではないと思います。

法人税についての個人的な将来予想ですが、大統領に当選したトランプ氏が連邦法人税を15%に、とか考えているらっしゃるようです。すると、日本に影響が及んでくると考えられます。

そんなに下げたら税収不足でどうするという問題はありますが、法人税だけ考えると、減税圧力が世界中であり、イギリスもアメリカも15%に仮になりますと、これは比較的高いフランスとか、日本と近い税率の国々にいろいろと影響が出てくる可能性もあります。

また、中小企業税制という形でのご要望は法人会として当然のことですが、今後の法人税全体の負担構造の在り方の中で、税収不足を心配しています。

事業承継税制につきましてはなかなか経済の上昇がみられない中、消費を支えるためには、しかるべき賃金が必要で、そのためには多くの方が働いていらっしゃる中小企業が重要、ということですが、気持ちとしてよく分かります。

中小企業の法人税の軽減税率や事業承継制度はそんなに幅広くなくても、日本の政治家の方がそれは優遇というよりも経済の基盤を中小企業の方々に支えて欲しいという希望と、現実の中

小企業が雇用の大部分を担っているという正しい認識をお持ちになってできているのだと思います。

それから消費税についてですが、夏に行ったドイツやスイスでも消費税の軽減税率の状況を見てきましたが、現場はいろいろ大変です。でもどちらも混乱はあまり生じてないのは慣れてきたということもあるのでしょう。

一つの例ですけれども、スイスは標準税率が8%、軽減税率が2・5%です。ホテルの近くの小さなスーパーで8%と2・5%の税率のものを買った時にたまたま、スイス・フランがなかったのでユーロで支払えるか聞いたら、もちろん大丈夫だと。ユーロで支払って、税率8%の品と2・5%の品を買って、即スイス・フランで正しいお釣りが出てくるのです。普通の年配の女性が「OK!」とレジをたたいて簡単に。ソフトで複雑な両替と複数税率が両方できるのです。ソフトにお



全法連税制委員長の柳田道康氏

金がかかるということは別として、あれにはびっくりしました。

柳田 私たちとしては、消費税の軽減税率については、複雑ということに加え、最初のソフト導入部分で零細企業は大変かなと心配しています。

もう一つ、社会保障と税の一体改革の在り方についてはどうですか？

中里 一番感じているのは、働き方について保険料や社会保障、あるいは賃金の払い方の関係で就業調整が起こってしまっているということ。これ以上働くことと扶養手当や家族手当、それが出ないから働かない、これは結構大きいですよ。年金の影響も大きいですから。税制だけではなく社会保障料、企業の賃金の払い方をトータルで考えて一つの政策パッケージのようなものを作ることが必要だと、骨太の方針で議論がなされていると思います。

出るほうはザルで取るほうは適当。日本国民は賢いですから、そうはいかないと皆さん分かっているはずで、「ここまでしかできません」と正直に申し上げることを繰り返していく中で、落ち着くところに落ち着くと思うのです。

柳田 法人会としては今、全国の会員から意見をもとに要望事項は出しているんですけども、実際、先ほどの事業承継の問題とか、中小企業税制の在り方とか、この辺が身近な問題です。

また、国の財政で収入があつて支出があるわけですから、それに見合うような設計をしていかななくてはならないでしょうが、政治を司る人が「隗より始めよ」という言葉もあるように、自身の立場をわきまえてほしいですね。議員さんの使途不透明金や、行政機能の集約化など。最後に、法人会に対して何かご要望はありますか？

中里 地方の各法人会に講演等で訪問いたしますと、やる気がある若い経営者がいらつしゃつていいですね。地域で、40代、また30代の方が、自分の住む地元をなんとかしなければならぬという気持ちから、経済のことを自分自身のこととして真剣に考えていらっしゃる。そういう若い方々の意見が、そのまま取り入れられるかは別としても、意見を戦わせたりする皆さんのトレーニングの場が既にあるのだらうと思いますが、もっとあつてもいいでしょう。

あと地方の女性経営者はなかなか迫力がありますね。そういう方々も女性部会という形だけでなく、いろんな生の意見をありつたけ取り入れると、同じご要望をなさるにしても現実のバックアップがあるわけですから、これは強いですよ。それができる法人会は、80万社という会員企業数と併せて、本当に素晴らしい組織だと思います。

全国大会長崎大会を開催

第33回法人会全国大会が昨年10月20日、長崎県長崎市の長崎ブリックホールで開催され、全国の法人会会員ら約1900名が参加した。

100名近い一般市民も聴講した大会第1部の記念講演は午後2時に始まり、カナダ出身で比較文化論などの研究のかたわら、長崎の歴史や文化を伝える活動を行っているブライアン・パークガフニ氏（長崎総合科学大学教授）



式典で挨拶する全法連 池田会長

授）が「地方が生き残るために（長崎）その歴史 その魅力 その未来」と題して講演を行った。

第2部の式典では、長崎県連の宮脇雅俊会長の開会の辞に続き、池田弘一全法連会長が主催者を代表して「『税のオピニオンリーダー』たる経営者の団体として、税制に関する建設的な提言や子ども達への租税教育など、公益的な活動をさらに積極的に展開していきたい」と述べた。

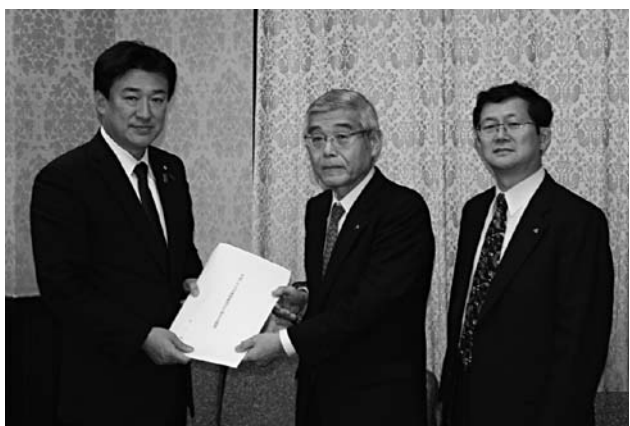
その後、来賓として、国税庁の迫田英典長官、長崎県の中村法道知事、長崎市の田上富久市長があいさつ。会員増強表彰等の表彰状贈呈を挟んで、柳田道康税制委員長が「平成29年度税制改正に関する提言」を報告した。また、昨年の「法人会全国青年の集い」における租税教育活動プレゼンテーションで、最優秀賞を受賞した広島南法人会の巢守佳之青年部会長が、事例発表を行った。

続いて、利根忠博筆頭副会長が大会宣言を読み上げ、最後に、次回開催地である福井県連の清川忠会長が閉会の辞を述べた。
次回の全国大会は、10月5日に福井県で開催される予定。

税制改正に関する提言活動を実施

平成29年度税制改正に向け、全法連は10、11月の2か月間、自民党など各政党と省庁に対し、税制委員会の柳田道康委員長が中心になって、提言活動を行った。

政党関係では、10月20日、自民党「予算・税制等に関する政策懇談会（牧島かれん財政・金融・証券関係団体委員長）」に、11月9日は民進党「財務・金融部門団体ヒアリング（大塚耕平ネクスト財務・金融大臣）」に、また11月14日には、公明党「財政・金融部会団体ヒアリング（上田勇財政・金融部



木原財務副大臣（左）に提言書を手渡す柳田税制委員長

会長）」に出席。各党に対して中小企業向け税制措置を拡充し本則化することをはじめ、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設、行政改革の断行等を強く求めた（その他の政党、参議院の比例代表選出の国会議員に対しては提言書を送付）。

省庁に対しては、財務省の木原稔副大臣、総務省の林崎理自治税務局長、中小企業庁の宮本聡長官等と面談し、法人会提言を来年度税制改正に反映させるよう求めた（提言活動の様子は、全法連HPをご覧ください）。

このほか、県連、単位会においても、地元選出国會議員、地方自治体、議会に対して提言活動を実施した。



「経営者の実像に迫る」アンケートの結果

全法連では「経営者の実像に迫る」の切り口で、法人会アンケート調査システムを使用したアンケートを、登録会員を対象に実施。同システムにより親しんでいただき、さらに多くの登録・回答に協力いただくために実施するシリーズ企画で、今回はその第1回とし、『生活習慣』に関する設問に1083人から回答が得られた。

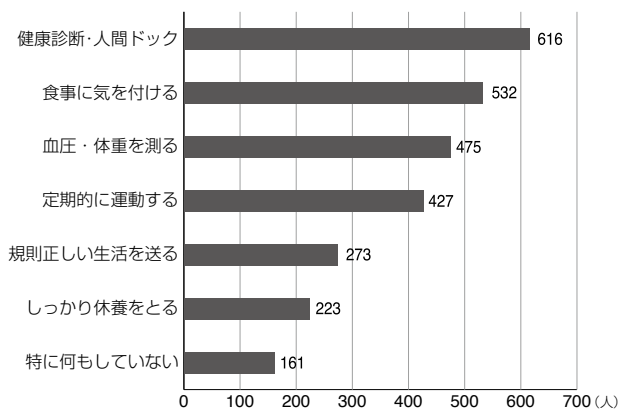
まず、平日の睡眠については、午前6時台より前に起床し、午後11時台以降に就寝するとの回答が全体の8割を

超えた。年代別では60歳代、地域別では北海道・東北が最も早寝早起きで、就寝時間が最も遅いのは40歳代、地域別では関東甲信越との結果であった。

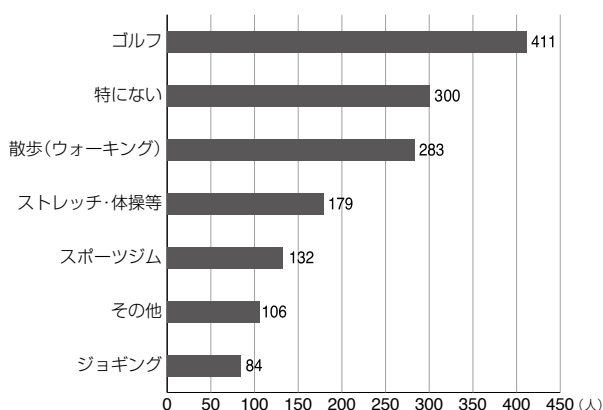
日頃の健康管理について聞いた設問では「健康診断・人間ドック57%」「食事気を付ける49%」「血圧・体重を測る44%」がトップ3。年代別では、この3つのいずれも60歳代の回答率が最も高かった。

日頃の運動に関しては「ゴルフ38%」「特にない28%」「散歩(ウォーキング)26%」がトップ3で、ゴルフの回答率が最も高いのは年代別で40歳代、地域別では中国・四国だった。

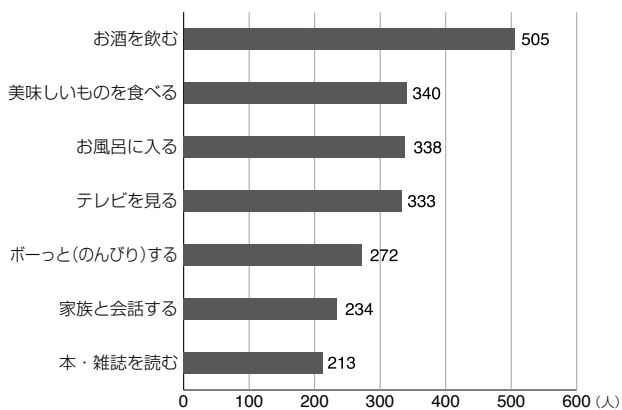
日頃の健康管理



日頃の運動



リラックス方法



リラックス方法では「お酒を飲む47%」に次いで「美味しいものを食べる31%」「お風呂に入る31%」が上位を占めた。「お酒」の回答率は年代別で40歳代、地域別では九州・沖縄が多かった(このアンケート結果の詳細は全法連HPに掲載しています)。

今回は1月に『仕事』をテーマにしたアンケートを予定している。法人会会員であれば誰でも回答できるので、ぜひご登録をお願いしたい。詳しくは、全法連 法人会アンケート調査システムで検索を！

支払報告書・源泉徴収票の提出は eLTAX で!!

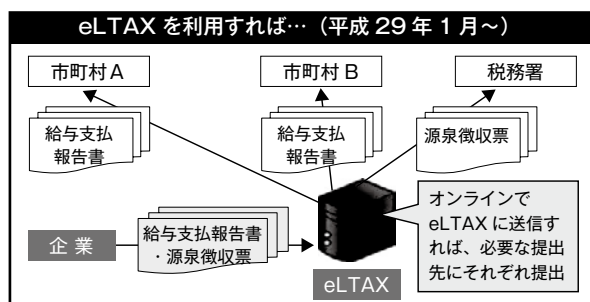
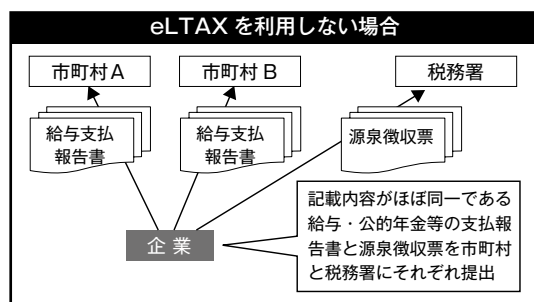
平成29年1月から、地方と国にそれぞれ提出義務のある給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票を、eLTAXで一括して作成、送信することができます。



e-Taxイメージキャラクター
イタ君



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー





産業まつりの「くらしと税展」で『税金クイズ』を実施

【むつ】 むつ法人会（青森）は10月15、16日の2日間、むつ商

工会議所主催の産業まつりに協力、「くらしと税展」で『税金クイズ』を実施した。これは、むつ下北地区税務関係団体協議会が、納税や電子申告e-Taxなど税制についてのPRを趣旨として開催したもので、

大人用と小学校高学年用の税金クイズ各10問を作成し、税展コーナーの来場者に参加を呼びかけた。

解答していただいた用紙にはその場で添削をし、参加者には問題ごとに○×の理由を示した模範解答も合わせて手渡した。大人174名にはエコバッグを、子供81名にはクリアファイル・エンピツ・ミニハンカチなどを贈呈。

また法人会コーナーには昨年度、東北六県法人会連合会に推薦された管内の小中学生による「税の絵はがきコンクール」入賞作品全てを展示し、紹介した。

EM団子で水質改善

【二本松】 二本松法人会（福島）女性部会は10月28日、福島県立霞ヶ城公園「るり池」で地域社会貢献事業の一環とした水質改善活動に参加。EM団子を製造するあおぞら福祉会菊の里の関係者、二本松市都市計画課職員ら約30名で行った。

EM菌は、有機物を発酵させて藻などを食べる有用微生物。工場からの排



水や、一般家庭の台所・風呂場からの水、洗濯水等をこの菌で発酵分解してから流すことで、水環境を浄化できる。女性部会では平成18年に、環境に優しいEM菌を講習会で学習したことをきっかけに、家庭や地域に広げる活動をしており、平成19年からは毎年、小・中学校の希望校にもEM活性液を寄贈し、プール清掃に活用してもらうなど環境保全に取り組んでいる。

今回は、豊かな生態系への再生・水質改善・浄化を目指して、EM菌を米ぬか・もみ殻に混ぜ粘土で固め乾燥させたEM団子3000個を池に投入した。実施に先立ち、菅野女性部会長が

「二本松の水がきれいに浄化されることを願う事業で、前回8月、岳温泉の鏡が池への投入に続き、市街の上流に位置する『るり池』にも行うことにより、下流域の水質改善にも役に立つと考え計画した。これからも続けていきたい」とあいさつ。

あおぞら福祉会遠藤理事長は「天ぷら油の回収やEM菌を使つての環境事業など、これからも社会貢献事業に長くお手伝いしていきたい」、また鈴木都市計画課長も「霞ヶ城公園は四季折々に変化が楽しめる公園。今後も環境整備を図り、観光客に感動を与えていきたい」と述べた。菅野部会長、本多副部会長、根本顧問、菊の里関係者らは水質改善を願ってEM団子を力いっぱい「るり池」に投げ入れた。

社団化40周年記念事業「地域環境美化運動」

【水戸】 今年度社団化40周年を迎えた水戸法人会（茨城）は、記念事業の一環として地域環境美化運動を実施した。これは法人会員が全地区で一斉に行うことによる社会貢献活動として計画されたもの。10月4日を基準に、各会員や事業の就業状況を考慮して10月2日～8日をキャンペーン期間と定め、各事業所周辺で都合の良い日に多数の会員が清掃活動を行った。参加した会員





から、「10月にしては暑く、皆、汗をかきながら清掃した。きれいになった道路を見て、社員一同充実感を得ることができ、今後も定期的の実施していきたい」などの声をいただいた。

中学生対抗大会の『クイズ税金百科』収録

【松本】 10月16日、松本税務署管内の納税関係団体連絡協議会が主催する地元ケーブルテレビ・テレビ松本制作の『中学生対抗税金クイズ大会』第13回クイズ税金百科の収録が行われ、松本法人会（長野）も参加した。この

番組は「税を考える週間」に合わせて毎年放送されており、松本税務署管内の中学生（3名1チーム）が税に関する知識をクイズ形式で競い合うもので、それぞれの納税関係団体が担当の中学校チームを応援する。

今回も11月13日の放映に向け、松本市立丸の内中学校に市内の4校6チームが集まり、同会からは上條青年部副部長をはじめ5名が応援団として参戦した。中学生対抗のクイズ大会ということで、若い世代にも『税』について、楽しみながら学んでもらう機会として受け継がれているイベントであり、幅広い世代への税の啓発活動のた



めの貴重な取り組みとして、これからも協力を続けていく所存である。

『イータ君Tシャツ』で江戸川マラソンに参加

【江戸川北】 10月23日、江戸川区陸上競技場のマラソン大会で江戸川北税務



署と江戸川北法人会（東京）がコラボし、e-TaxをPRした。

今村副署長をはじめとする地元税務署の方々と、小川総務委員長以下の法人会のメンバー、あわせて50名以上で江戸川マラソンに参加。当日は佐藤署長と横山会長も応援に訪れ、先ずはお揃いの『イータ君Tシャツ』で記念撮影。10km一般コース、3km健康マラソンコース、1・5km親子コースに分かれてスタートした面々は、それぞれが元気に完走した。

50名以上が同じTシャツに身を包んで走る姿は壮観で、一番目立っていた様子。笑顔で一緒に汗をかいたことにより、一気に連帯感と親睦が深まったとして、e-TaxのPRだけでなく双方の親睦、連携を深めるため、来年度以降も継続し、みんなで走りたいと思っている。



法人会リレーニュースは、全法連のホームページでもご覧いただけます。地域に応じた特色ある活動を、是非ご投稿ください！

池上彰氏の講演会

〔板橋〕 9月8日、板橋区と板橋法人会（東京）協働の「池上彰のニュースから世界を読む」と題した講演会が開かれた。1200人もの幅広い年齢層が来場した区立文化会館大ホールは1階、2階席ともに満員御礼となり、聞き取りやすくテンポのよい話し方で講演が始まった。キャスターとしての豊富な経験から、経済・国際情勢に精通しテレビ番組にも数多く出演する池上氏は、最近の世界情勢等についてたいへん分かりやすく解説され、多くの観



客は熱心に聞き入っていた。

ロビーでは同区による展示ブースとして、地震に関する地域危険度マップや防災用品の斡旋、また区内の商店街今年度からスタートした「光輝く飲食店経営ネットワーク創造事業」の紹介、さらに管内リコイメーシング株のデジタル一眼レフ展示も行われ賑わった。収益金の一部は、熊本地震被災地復興の支援金に充てられる。

書道パフォーマンスで見事に『税』をPR

〔広島北〕 11月12日、家族連れや買い



物客で賑わうイオンモール広島祇園で、

広島県立安西高等学校書道部の生徒たちによる『書道パフォーマンス』が開催された。より多くの方に「税を考える週間」を周知し、国の基本となる税に対する理解を深めて貰うことを目的に広島北法人会（広島）が主催。同校の吹奏楽部も応援に駆け付け、広島カープの歌に合わせ、ダイナミックで見事な作品が披露された。『税』に関するお題をもとに、身体全体で大きな文字を書くパフォーマンスは圧巻で、租税教育事業の一環としてだけでなく、地域への社会貢献活動としても大いに役立つたと思われる。

地元のラジオ番組

『エフエム・サン』出演

〔坂出〕 10月25日、地元のラジオ番組「エフエム・サン」の『Weekday みつくす』に坂出法人会（香川）の田井副会長が生出演した。エフエム・サンは、香川県中讃地域をエリアとしたコミュニティFM放送で、まさに当会の管轄エリア。当日は宇多津町の海沿い、瀬戸内海を綺麗に見渡せる宇多津臨海公園海ホテル内のサテライトスタジオで行われ、「法人会って名前前は聞いたことがあるけど、どういう団体？ どんな活動やっているの？」などパーソナリティ榎谷篤史さんとの



対話形式の中で、熱く説明された。また副会長は、税制担当も務めていることから「税を考える週間」実施中の税制講演会、税の街頭宣伝活動、市町への税制提言活動についても周知し、坂出法人会について市民町民の方々へ幅広く解説することができた。

まどんなプロジェクト

〔松山〕 松山法人会（愛媛）は、商工会議所と愛媛県法人会連合会との連携で平成26年度から『松山まどんなプロジェクト』を始動。企業や団体等に勤務する女性従業員を組織化した「まど



んなメンターネットワーク」と、女性の活躍推進に関心がある企業の社長や経営幹部らで組織化した「まどんなサポートマネージャークラブ」を結成した。毎月の交流会で、企業間の垣根を越えたメンター・メンティ関係の確立と、経営陣への意識啓発に取り組んでいる。

昨年度の松山市中小企業振興円卓会議まどんな活躍推進部会事業では、企業間交流によるメンター制度を一層推進することを目的に、参加者が仮想の経営幹部や社員となって運営するバーチャルカンパニー「まつやまメンターカンパニー(MMC)」を設立。女性活躍のための動機づけ要因を探る勉強

会で、上司との関係の重要性を導きだしたことから、事業目的を上司とのコミュニケーションツール(女性活躍推進カード)の開発として参加企業での活用を始め、今年度はその取り組みをまとめた事例集を配布の予定である。

福岡県女性部会の 拡大意見交換会

【福岡県連】 10月27日にグラナダスイート福岡で「福岡県女性部会拡大意見交換会」を開催した。県下18単位の女性部会活動の活性化を図ることを目的に、「県連女連協の役割について」



をメインテーマに、また部会員増強、税に関する絵はがきコンクールの取組等をサブテーマにグループごとにテーマを選び、各会の実情等を踏まえ様々な意見交換を行った。絵はがきコンクール、租税教室などの諸活動については、各単体会独自の特色があった一方、女性部会の会員増強や若手の育成については、共通した今後の課題であると認識されていた。

第1回開催後のアンケートでは「他の単体会の方と意見交換でき非常に有意義な会合だった」との声や、今後も継続開催を希望する回答も多数あり、引き続きの実施により、女性部会活動の更なる活性化を図っていきたい。

やんばるの産業まつりで 体験型キッズ・ジョブ

【沖縄北部】 沖縄北部法人会(沖縄)では、10月8、9日の「やんばるの産業まつり」で、小学生向け体験型租税教育キッズ・ジョブ『社会体験』を開催した。昨年度まで名護税務署が主幹となり沖縄北部税務団体協議会が行っていたもので、今年度は当青年部会が主幹した。

子供たちは始めに簡単な仕事を体験し、銀行で給料(限定通貨)をもらって、その給料をもとに税務署で確定申告書を作成し税金を計算。さらに、パ

ソコンによる電子申告(e-Tax)を利用して、申告・納税、納税証明書の交付を受ける。それから税金を支払い、残金で商品を購入するところまでの一連を模擬体験。

一億円の重さ体験や税の使われ方など、税の仕組みも講習した。保護者からは、「昨年も参加しており子供が今年も楽しみにしてきた」「たいへん勉強になった」などの声をいただいた。昨年に続き、たくさんのお小学生や親子が参加し、用意した500個の商品がまたたく間になくなる大盛況のイベントだった。



やむを得ない年金額の抑制 将来世代への配慮が不可欠

M・K

年金給付額を抑制する新ルールの導入をめぐり、昨年の臨時国会で与野党が激突した。現在の高齢者の給付水準の引き下げが前提となっているため、民進党が「年金カット法案」と批判したからだ。だが、年金は限られた財源を分かち合う仕組み。「将来の高齢者」の給付水準にも配慮しなければ世代間対立に発展し、制度自体が崩壊しかねない。

賃金下落に連動して削減へ

公的年金の給付額は、現役世代の賃金と物価の変動を反映し、年度ごとに改定される。現行ルールでは、賃金が物価より大きく下がった場合は下落幅の小さい物価分だけしか下げず、賃金下がっても物価が上がれば据え置かれる。

これを見直し、物価の動きにかかわらず、賃金の下落幅に連動して年金額を減らす新ルールに改めようというのだ。政府は2021年度からの実施を目指している。

今回の改革には、もう一つ抑制策が盛り込まれた。年金給付水準を毎年少しずつ抑える「マクロ経済スライド」という仕組みを強化し、デフ

レ時に抑制できなかった分を繰り越して、物価や賃金が上がった際にまとめて減額しようというのだ。

政府が2つの抑制策を急ぐ背景には、現行の年金制度はデフレ経済を想定しておらず、過去の賃金の伸び悩みで現在の年金給付水準が高止まりしていることがある。

このまま現在の高齢者に多く給付し続ければ、「将来の高齢者」である現在の若者の年金額をより大きく抑制しなければならなくなる。「将来へのツケ回し」を少しでも是正したいというのが政府の本音だ。

新ルールでどれぐらい年金額は下がるのだろうか。厚生労働省が「マクロ経済スライド」導入当初の2005年度から新ルールが導入されて

いたと仮定して試算を行ったところ、3%下がる計算だ。金額に換算して基礎年金で月約2000円、標準的な厚生年金受給世帯は月約7000円の減となる。

一方、現在の高齢者の給付額を抑えることで将来に回せる財源に余裕が生まれることから、「将来の高齢者」の年金額は、2043年度の基礎年金で約7%（月約5000円）増となる。

未納者増えれば制度揺らぐ

これに対し、民進党などの主張は「物価と賃金の低い方に合わせたのでは、年金額はどんどん下がり、現在の高齢者の生活が成り立たなくなる」といった懸念である。

現在の高齢者にとって既に受け取っている年金の減額は厳しい内容だといえよう。だが、少子高齢化が進む中、負担と給付のバランスを大きく崩さないようにするには避けて通れない課題である。あらゆる世代が少しずつ我慢をするしかない。

既に、将来の年金給付水準が下がることを嫌って、年金保険料を支払わない若者が跡を絶たない。もし現在の高齢者の反発を恐れて改革を足踏みしたならば、若い世代の年金不信はさらに広がるだろう。結果として未納者が増えます。増えれば、年金制度は根本から揺らぎかねない。

そもそも、新ルールが適用されたら、ただちに年金額が減り始めるわけではない。あくまで賃金下がった場合の措置であり、今後、再び深刻なデフレに見舞われた場合の「備え」である。

もちろん、今回の改革は年金額が多寡にかかわらず抑制が及ぶなど課題もある。低年金者向けに別途の対策を講じることも必要だ。とはいえ、それが改革を先送りする理由にはならないだろう。

国会はデフレを前提とした議論ばかりでなく、安定して賃金上がる環境づくりも考える必要がある。年金改革を「政争の具」にするようなことがあってはならない。

新年を迎えて、気持ちを新たに、さまざまな「期待」が広がっていくことと思えます。他方、現実を見渡すと、米国トランプ大統領の経済政策はどうなるのか、中国経済は軟着陸できるのか、そして英国のEU離脱は欧州経済にどのような影響を与えるのかなど、不確実性が高まり、さまざまな「不安」も湧いてきます。わが国は、米国のような分裂国家を招かないようにという意味でも、国民のこの「不安（リスクと置き換えてもいいでしょう）」を軽減していく政策をとることが重要と考えられます。

アベノミクスのトップバッターである異次元の金融緩和は、日本銀行がインフレターゲット2%をコミットして、市場にマネーを大量に供給していけば、人々のデフレマインドも変わり、経済成長にむけての「期待」が形成されていくというストーリーです。背景には、デフレは貨幣現象なので、貨幣の供給さえ増やせばインフレになるという「リフレ派」の考え方があります。

しかし、デフレの原因が貨幣供給量の少なさにある、という考え方は少数派です。多くの国民は、デフレの原因が、人口減少による市場の収縮、正規・非正規という二重の賃金構造、アニマルスピリッツの低下、さらには飲食店などの激しい価格競争などにあることを、肌感覚で知っています。リフ

レ派の考え方を前提とするアベノミクスの行き詰まりは、この認識の違いにあると思えます。

経済が成長しない最大要因は消費の伸び悩みですが、その原因は、国民の将来「不安」にあります。生活「不安」がいつ訪れるかもしれないという懸念

グローバル競争を受け入れる仕組みを

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

は、世論調査で見える限り、高齢者より若者の方が多く感じています。

そこで、必要な国の政策は、「期待」に働きかけることではなく、「不安」を和らげることだ、ということになります。例えば、就労を阻害している様々な壁を取り除くよう、省庁の壁を

超えて税・社会保障の改革を進めていくことはその一例です。

米国ではトランプ大統領の誕生でグローバル化への懸念が高まっており、内向きの政策に代わる可能性がありますが、わが国は、これまで自由貿易の利益をもっとも受けてきた国であり、

税論

今後ともグローバル経済の中で競争を勝ち抜いていくしかないという状況にあります。このような中で考えてみましょう。

事業者にとって、競争というのは、負ければ大きな損害を被る大変厳しいものです。一方、競争のメリットは、

競争に勝ち抜いた者だけでなく、サービスや品質の向上として一般の消費者にももたらされます。つまり競争の問題は、競争のメリット（勝者と一般国民）とデメリット（敗者）が別々であるということ（米国ではメリットが一部の金持ち・エリート層にだけ帰属）にあるといえます。

グローバル競争がこれからも避けられない以上、国は、競争の勝者にある程度の負担を求め、さらには競争の結果、国民（消費者）に生じる利益の一部も競争の敗者にまわし、敗者が再チャレンジできる仕組みを作る必要があるといえます。

具体的には、サラリーマンには転職に向けての職業訓練の充実、その間の所得の保障、農業の場合で言えば一時的な補償金の支払いなどです。制度づくりに当たっては、モラルハザードを生まないように期限を区切り、条件を付ける必要があります。

競争はしっかり行い国民はそのメリットを受益する。一方で競争の敗者には、次の事業にチャレンジする際のセーフティネットを構築し、「不安」を和らげるということです。グローバル競争から逃げるのではなく、税制や社会保障制度を再構築することによって、皆が安心して競争できる社会を目指すことが、今日国家に求められている政策ではないでしょうか。

一般社団・財団法人と相続税対策

Q

最近、一般社団・財団法人に、株式・不動産等を移転し、管理運営させると、財産管理会社を作るよりも、一層有利な相続税対策ができると聞いていますが、本当でしょうか？ また、その場合に、問題になることはないでしょうか？

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

相続税対策には限界が

A

ご質問のように、最近、公益法人制度の改革によって、一般社団法人及び一般財団法人の設立が容易になり、それらの法人を使った相続等の節税策が喧伝されています。その方法は、次のようなものです。

まず、一般社団・財団法人は、従来のような規制がないので、会社と同様に登記のみによって設立できます。そして、その法人の社員・役員も、家族等の一族によって構成することも可能ですし、定款も自由に定めることができます。

こういった形の法人に、株式や不動産などの財産を移転させて管理運営させ、利益を上げ、その利益を役員に報

酬として支払うことも可能です。また、会社のように、株式や出資があるわけではないので、社員や役員に相続が生じて、株式のような時価評価をする必要もないので、相続税の心配もないこととなります。

このように見ると、ご質問のように、一般社団・財団法人が所得税・法人税・相続税等において、非常に有効な節税手段になることも考えられます。しかし、そのようなまい話ばかりではないようです。

まず、個人が一般社団・財団法人に含み益のある不動産等を移転させる際、通常の時価で移転させる場合はもちろん、低額・無償（贈与）で移転させる場合にも、その個人に譲渡所得税が課税されますし、低額・無償のときには、その法人に法人税も課税されることが

あります。もともと、このような課税は、会社に不動産等を移転させるときも同じです。

しかし、一般社団・財団法人に対し財産の贈与（低額譲渡も含まれます）又は遺贈があった場合に、その贈与等をした者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果になると認められるときには、その法人を個人とみなして贈与税が課税されることがあるのです。ただし、その贈与税について前述した法人税が課税されている場合には、その法人税額を控除して、贈与税を納付することになります。

このような課税関係を見ても、一般社団・財団法人に財産を移転させることは、必ずしも有利でもないようですが、それでも、なお有利性が指摘されるのは、次のような理由が考えら

れます。それは、一般社団・財団法人に対する財産移転等の課税は一度きりのことであり、その後、社員・役員に何度相続が発生しても、相続税の心配はないということですが。確かにそれは、ひとつの仮説として成り立つこととも思われます。

しかし、社員・役員が何代か交替すると、それらの者の相続人等も多数となり、その構成も複雑になっていくとともに、その場合の利害調整が極めて困難になることが考えられますし、他人が社員や役員に入ってくると、なおさらのことと思います。

更に、一般社団・財団法人には持分がないため、社員・役員に相続が発生しても、相続税問題は生じないかという点、絶対にそうとは限りません。このようなプランニングは、「財産を法人名義にして実質的にその財産を支配する」ということが謳い文句ですから、実質課税の原則を重視する租税法の下では、その法人名義の財産はその社員等の財産であると認定課税されることも、十分あり得るでしょう。

もともと、このような認定課税は、租税法主義に反するという点で問題になれば、立法によって塞がれることもないとは言えません。いずれにしても、うまい話だけではなく、そのようになりスクリューに対処する必要があります。



税理士 牧野 義博

期末従業員未払賞与が否認された事例

定し、かつ、各人別支給額を口頭で各

人に通知をしているので、期末までに

債務が確定していることから、損金処

理として未払金を計上しました。

調査官 決算期賞与明細書は作成を

していますか。

担当者 はい。

調査官 それはいつ作成されましたか。

担当者 期末近くに作成しています。

調査官 明細書まで作成しているの

であれば、従業員にこれを示し確認印を

もらったのが常識だと思われませんが、な

ぜ、口頭での通知としたのですか。

担当者 期末のため忙しく確認印まで

もらう余裕がありませんでした。

口頭では認められないのですか。

調査官 そうではありません。しかし、

従業員全員に対する通知は事業年度内

に行ったという事実を示すものを、き

ちんと提示をしていただかないと事実

確認ができません。

翌期に従業員から確認印はもらって

いるのですか。

担当者 いいえ。口頭で伝えたので必

要ないと思いました。

調査官 未払金内訳書には従業員賞与

の記載がありませんね。

担当者 うっかり記載漏れをしてしま

いました。

調査官 期末の処理について税理士と

はどのように連絡をとっているの

でしょうか。

担当者 連絡票を作成して送ってい

ます。

調査官 債務の確定に関する重大な問

題ですので、税理士には相談しまし

た

担当者 はい。

調査官 それでは連絡票の写しを見せ

てください。

担当者 どうぞご覧ください。

調査官 税理士に送った連絡票に未払

賞与額算定基準書はついて

いません。

連絡票は事業年度内に税理

士に送っていますよね。

担当者 ……。

調査官 この連絡票を見ると、

支払賞与5000万円としか

書いてありません。

つまり未払賞与の算定基準

等がこの時点では確定してい

なかつたことになりませんか。

担当者 そのようなことはあ

りません。

調査官 そうですか。それで

は関与税理士に今から確認をとります

がよろしいですね。

担当者 ……。

調査官 連絡票の作成時点で、未払賞

与額算定基準書や未払金内訳書も作成

されていないければ、税理士は判断でき

ないはずですよ。違いますか。

担当者 ……。

調査官 従業員賞与の細目については

翌期に作成されたかと推認されますので、

当期末までに債務が確定されていたと

は思われませんか。

従って、従業員賞与（未払金）の損

金算入は認められません。



イラスト 渡辺 正義



「健康十訓」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

「少」と「多」を対比させた 四文字言葉の教え

新しい年を迎えると、今年こそこうしたい、頑張りたいと、健康面での誓いを立てる方を多く見かけます。具体的には、禁煙、節酒、減量などの二文字言葉が大半のようです。

今回紹介するのは、昔から引き継がれてきた四文字言葉十項の健康法で、「少」と「多」の字を使って対比させているのが最大の特徴です。何はともあれ、次に列記します。

- ① 少肉多菜 ② 少塩多酢
- ③ 少糖多果 ④ 少食多噛
- ⑤ 少衣多浴 ⑥ 少車多歩
- ⑦ 少憂多眠 ⑧ 少憤多笑
- ⑨ 少言多行 ⑩ 少欲多施

漢字ばかりなので難しく見えるかも知れませんが、言わんとすることは簡単明瞭。説明は無用でしょうけれど、さっと補足すると、順番に「肉は少なく、野菜を多く」「塩分を控え、酢を増やす」「砂糖を減らし、果物をたくさん」「腹八分に抑え、よく

噛む」までは食生活上の注意です。

次いで「薄着をして、太陽を浴び風呂に入る」「車には余り乗らず、自分の足で歩く」「くよくよせず、よく眠る」「いらいらしないで、笑って過ごす」「言葉だけでなく、まず実行を」「欲張らずに、周囲の人に尽くす」といった日常生活面での心得です。

一読して内容は、食事の仕方から、衣類や運動のあり方、睡眠や笑いの必要性から他人への思いやりまで、よく網羅されていると感心するばかりです。なお地域によって順番は変わり、表題も「長寿十訓」とか、本文では⑥の「多歩」が「多走」、⑧の「憤」が「怒」などになっています。

江戸中期に生まれた元氣印の知恵

この十訓は、江戸時代中期に尾張藩の重臣で、また俳人でもあった横井也右の作と伝わっています。その時代には珍しく82歳まで生存していますが、十訓の裏付けとなる資料は残っていません。ですから折にふれ

て記していた健康に関するメモ書きを、後世の知恵者が格調高く仕上げたのでは、との見方が有力です。

後世合作の根拠とされるのは、例えば⑥の「多車」です。当時、特権階級の駕籠は別格として、車と呼べるものではなく、全員が歩いていました。また③の「少糖」も、一般人に砂糖は高嶺の花だったので、後に加えられた、との説につながります。

不思議なことに、かつて長寿の里として話題になった旧ソ連のコーカサス地方にも十項の健康法があるそうです。四文字のような短文ではありませんが、中身は日本の十訓とそっくりです。この地方ではヨーグルトが看板で、それが健康の源とされていますが、その記述は一切ありません。そうした点から、観光客向けに日本側が知恵を働かせて仕組んだ、という風説もありました。

メタボまでも予見した高度な内容

日本医学界の巨星とあがめられ、

文化勲章も受章した二木謙三博士も、幾多の著書の中で「十少十多の健康訓」を説いたと言われます。元々は細菌学者ですが、玄米食を提唱し、玄米博士とも呼ばれました。

93歳で亡くなった博士が、江戸の十訓を参考にしたかどうかは不明ですが、こちらも「少」と「多」を並べ、うち六項はよく似た内容です。ただ「怠けることを少なくし、学ぶことを多くせよ」「語ることを少なくし、聞くことを多くせよ」などのオリジナリティも四項あります。

健康のジャンルでは区切りの良い十の教え、助言といったものが数多くあります。外国でも同じで、アメリカの「がん予防十か条」では、「肉類は1日に80g以下とする」などと数字での教示もしています。

私たちの先祖は新年の習わしとして、無病息災を神仏に願ってきまして、この願掛けが形を変え、正月の誓いとして現在に至っています。

継承されてきた健康十訓は、加筆されたかはさておき、現代人の課題になっているストレスからメタボまでも見据えた素晴らしい内容です。十が多過ぎれば三つでも結構ですから、厳選して誓いを立て、「言葉よりも実行」に移したいものです。



2017年からスタートの新制度に注目！

2017年、いくつか新しい制度がスタートします。いま国では、軽度の身体の不調を自分で手当てるセルフメデュケーションを推進しています。こうすることによって、負担が増えている医療費を何とか押さえようということなのです。

そのために、医療費控除の特例として創設されたのが「スイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）」。「スイッチ OTC 薬」とは、これまで医師の処方箋に基づいて薬剤師が調剤していた医薬品を、街の薬局で処方箋なしで買える一般薬に転用したもの。一定のスイッチ OTC 薬を購入し、1年間の合計額が1万2000円を超えた場合、その超えた分（上限は8万8000円）がその年の所得から差し引けるといいます。生計を一にする家族の場合は、金額を合算できます。ただし、予防接種や所定の検診を受けている必要があります。

どのくらい戻るかといえば、たとえば所得税10%の人がスイッチ OTC 薬を年間3万円買ったなら確定申告で(3万円-1万2000円)×10%=1800円が戻ります。適用は、2017年から5年間。ただし、医療費控除との併用はできず、多く戻るほうを選ぶことになります。

対象品目は、厚生労働省ホームページの「セルフメデュケーション税制について」を検索し、対象品目一覧を見てみましょう。

2017年は雇用制度も拡大されて、65歳以上の高齢者がより働きやすくなります。

大きなポイントは、65歳以上で新しく雇用された人でも、雇用保険に入れるようになったこと。これまでは、65歳以上だと同じ会社で働く場合にしか雇用保険には入れませんでした。

これによって、失業した場合には賃金の約50～80%を最大50日分、高齢求職者給付金としてもらえます。支給回数の制限もなくなり、失業を繰り返しても求職活動をするたびに給付金を受け取ることが可能になりますので、働ける人は前向きにしっかり働きましょう。

また、2017年には家族の介護で休業した場合の手当も厚くなります。最も大きいのは、介護休業を3回まで分割してとれるようになること。

これまで介護休業は、会社に1年以上勤めて基準を

満たした上で、介護を必要とする家族1人につき通算93日まで「原則1回」に限りとることができました。この「原則1回」が、「3回を上限」として分割して取得できるようになります。

ちなみに、介護休業を取っている間の給付金については2016年8月から、給料（賃金日額）の「最低40%」が「最低67%」に引き上げられました。

そのほか、これまで1日単位での休業取得だったものが半日も可能になったり、介護と仕事を両立しやすい労働時間の選択肢が増えたり、残業が免除されるなど、制度としてかなりグレードアップされる予定。

ただ大きな問題は、まだまだ利用者が少ないこと。いままでこの制度の利用者は、介護者を抱えている人の3.2%程度に過ぎませんでした。今回の改定で、誰もがより進んでとれる制度になってもらいたいものです。

年金についても、2017年10月から大きく変わります。

いま日本の公的年金では、20歳から60歳までのすべての国民が40年間加入していることが義務づけられています。そして、年金をもらえる条件として最低でも25年間加入していなくてはなりませんでしたが、この最低加入期間が、10年に短縮されます（法案は昨年10月衆議院を通過、11月には参議院も通過して確定）。

ですから、今まで年金保険料を払っていなかったという人でも、これから払えばもらえる期間を満たせるかもしれません。

ただ、バイトやパート等で暮らしていて、今の給料があまりに少ないので、とても年金など払うことができないという方もおられることでしょう。そうした収入が一定額に達していない場合、免除の届け出をあらかじめ出しておけば保険料を払わなくても、将来は年金をもらえます。なぜなら、支給される年金の半分は税金から出ているので、その分についてはもらえるからです。また、免除の手続きをしておけば、遺族年金、障害年金の対象にもなることができます。

ちなみに免除は全額免除のほか半額免除など4段階、また年金額には反映されませんが納付猶予の制度もあり、追納もできるので、最寄りの自治体などに問い合わせしてみてください。

難解の世代

39 柴 昭一



間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな？ 答えは19ページの下にあります。



▼「健康バンザイ」「腹式呼吸」を興味深く拝見。普段は無意識にしている呼吸ですが、還暦で水泳を習い、わずかな距離ですが日課としていて25mたどりつく度深呼吸して折り返し。シニア同士「もうちょっとと休むのでお先にどうぞ」と言われるなどお互い様で譲り合いつつ、おのずと肺活量の増加を期待しています。またボランテアでコーラスをしております。自然にお腹を使って声を出すので「吸うよりも吐くこと」を参考に、これからも続けようと思います。五木寛之氏も吐くことの大切さを意識しているとか。皆さん、吐き切りましょう！（千葉県 萩原菜穂）

▼「情報分析の目」は年金受給資格期間の短縮について。国民の中には、10年の受給資格で年金を満額受給できると勘違いする人が多いという。確かにニュースの見出しだけでは、10年間の納付で満額もらえるようにも思われる。実際に受け取る年金額をきちんと説明して理解を得るべきだろう。将来的に低年金者が増え、生活保護の増大に繋がるかもではこれから若い人たちは大変だ。今後のために自分でもよく勉強すべきと思った。（福島県 伊東由美）

1 年頭寸言

2 私の経営哲学

株式会社 江戸清 代表取締役社長 高橋 伸昌

利益は企業存続の条件
事業を通じて社会に奉仕する

5 ストレスチェック制度 最終回

実施後には何が変わったのでしょうか？

6 特集 Special 対談

中里政府税制調査会会長×柳田全法連税制委員長
「今後の税制のあり方について」

8 全法連ひろば

全国大会長崎大会

10 法人会リレーニュース

14 情報分析の目

15 税論

16 税務相談Q&A

17 実践 税務調査

18 健康バンザイ

19 暮らし塾

20 ▶間違いさがし▶難解の世代▶読者から

▶ご意見・ご要望・ご感想は

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6

公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。

掲載者に図書カード3千円を贈呈します。